

# 災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去【R5新規事項】

- 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能な制度を拡充。

※土砂等: 土砂、流木、塵芥

## 背景・課題

- 洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。
- 堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。
- 河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。



【遊水地への湛水状況(令和4年8月4日)】



【遊水地内の堆積事例】

## 新規事項

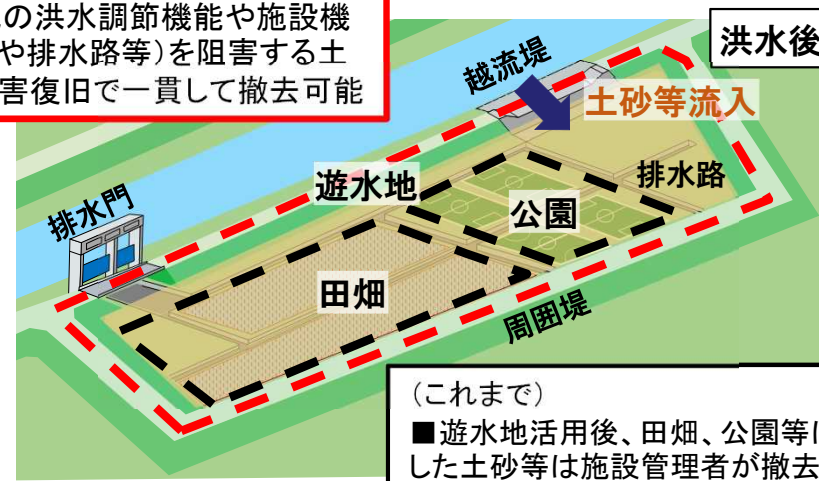
- 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。

対象: 河川管理者(国、都道府県等)

拡充内容: 土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業の対象に追加

(今後)

■ 遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能



(これまで)

■ 遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去

水位  
堆積土砂等 遊水地  
堆積土砂等により洪水調節機能や遊水地の機能を阻害  
→災害復旧により土砂等を撤去

# 災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去(各通知での規定内容)【R5新規事項】

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱(以下、要綱)第十四に、第五号を追加し遊水地内の堆積土砂撤去を規定
- 通知(防災課長)、事務連絡(企画専門官)により、要綱の運用として、採択要件や二重採択防止、必要な手続き等を位置づけ。

## ■規定(要綱第五号)

遊水地に土砂や流木等が異常に堆積したため、洪水の貯留を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は次期出水でこれらのおそれ大きい場合、遊水地の洪水調節機能を著しく阻害するものとなる場合、これを放置することにより遊水地の機能を著しく阻害するものとなる場合における当該土砂及び流木等の堆積に係る災害復旧事業

## ■採択要件(通知)

### 【要件①】

- 土砂 : 1,000m<sup>3</sup>以上
- 流木 : 500m<sup>3</sup>以上 のいずれかの堆積の場合
- ※いずれも塵芥を含む

### 【要件②】

- 遊水地に係る河川管理施設等の機能に支障を及ぼす場合
- ※土砂や流木等が要件の数量以下でも対象

## ■二重採択防止(通知)

地役権等の遊水地では、農地、農業用施設等の関係施設管理者等と事前に十分調整

## ■運用(事務連絡)

【要件①】堆積量は被災前1年以内の資料により算定

【要件②】被災前後が確認できる写真等の資料

- 水管理・国土保全局防災課と事前打合せを実施

## ■覚書の締結(事務連絡) ※地役権等の場合

- 平時において関係施設管理者等と事前に調整し覚書を締結。(対象施設、実施する事業、申請、費用負担など)
- ・土砂等の除去と農地・農業用施設等の災害復旧を一括で工事を施行すること(一括施行)が想定される場合は、覚書の締結と併せて協定書(案)を作成
- ・協定書(案)では、一括施行の場合の土砂撤去の施行者や現地立会など必要な事項を事前に定め、災害発生後に締結。
- ・災害復旧事業の申請は、施設管理者それぞれが実施  
※一括施行の場合も、土砂等の除去に係る費用は、公共土木施設災害復旧事業費で充当

要件・手続き等の不明点があれば、  
防災課へ相談を！

# 災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去（手続き等の流れ）【R5新規事項】

## 【被災前】

遊水地事業用地の取得方式

### A. 用地買収方式

被災

遊水地管理者が土砂撤去を実施

### B. 地役権方式

「平時」にすべての関係施設管理者と以下について調整し、事前に『覚書』を締結。  
①対象施設の諸元 ②実施する事業等 ③事業の申請 ④費用の負担 ⑤その他必要となる事項

「一括施行」の実施が想定される

YES

覚書の締結に併せて『協定書(案)』を作成

○農地・農業施設等の災害復旧事業の工事にあわせて、土砂等の除去を一括で施行する「一括施行」の実施にあたり、必要な手続きについて「平時」にすべての関係施設管理者等において調整を行う

NO

被災

被災

施行方式等を調整

○速やかにすべての関係施設管理者等とともに現地立会を行い、被災状況の確認・事業範囲や**施行方式**を調整

一括施行の実施

NO

YES

土砂撤去と農地・農業施設等の復旧を**個別**に行う場合

土砂撤去と農地・農業施設等の復旧を**一括**で行う場合

遊水地管理者が土砂撤去を実施

遊水地管理者は、  
○二重採択防止のため、『復旧事業の概要調書』を作成、関係施設管理者等と共有。  
※協定書及び必要書類は不要

農地・農業施設等の災害復旧事業関係者が施設復旧とともに土砂撤去を実施

遊水地管理者は、  
○一括施行にかかる『協定書』及び必要書類を作成。  
○協定書及び必要書類に基づき、費用負担等の手続きを実施。3